



第41回通常総会並びに連絡説明会及び講演会ご報告

当協議会の第41回通常総会が7月18日に大阪市淀川区の大阪ガーデンパレスで開催されました。会員等47人の方々にご参加いただきました。来賓として、農林水産省消費・安全局農産安全管理課課長補佐（肥料企画班）の石原孝司様、同課肥料検査指導班検査係員の橋間龍彦様、独立行政法人農林水産消費安全技術センター（FAMIC）神戸センター所長の長谷亮一様、同センター肥料検査課長の堀切正賀寿様にもご出席いただきました。

今総会は59会員中、24社が出席、30社の委任状提出があり成立。議案は①令和5年度事業報告②同年度決算報告・同監査報告③令和6年度事業計画案④同年度予算案⑤役員改選案。慎重審議の結果すべて承認されました。

事業計画では今年度も肥料の品質の確保等に関する法律に関する説明会や研修会の開催、普及啓発活動としてパンフレットやHPを活用して会員及び一般への知識の普及啓発、情報の発信に取り組むことなどを決定。役員改選では富田一志会長が退任し、中島商事㈱の中島吉之社長が新会長に就任しました。

また㈱花ごころ小塚純一氏は永きにわたり本協議会の運営と家庭園芸肥料・用土業界の発展及び振興に多大なご尽力をいただきました。会則に基づきこれを表彰し、感謝状を贈呈しました。

総会終了後には、連絡説明会で堀切肥料検査課長による「最近の立入検査の状況」、石原課長補佐による「菌体りん酸肥料について」、



講演会では㈱サンフラワーサービスまつおえんげい代表取締役社長の松尾正晃氏による「まつおえんげいの販売の取り組みと今後の園芸業界の未来、各メーカーへの希望や今後の付き合い方」が講演されました。

【新役員】▽会長＝中島商事㈱ 中島吉之 ▽副会長＝日清ガーデンメイト㈱ 井上祥一、㈱花ごころ 小塚貴哉 ▽理事＝朝日アグリア㈱ 富田一志、旭化学工業㈱ 田村知也、太田油脂㈱ 加古利幸、㈱こうじや 鈴木章弘、住友化学園芸㈱ 梅田公利、㈱刀川平和農園 刀川直幸、㈱東商 大石敏也、㈱ハイボネックスジャパン 村上恭豊、フマキラー㈱ 大下一明 ▽監事＝タキイ種苗㈱ 松本真行、㈱サカタのタネ 千賀雄志（敬称略）

富田一志会長あいさつ



ここ数年、コロナや紛争、大規模災害など予期せぬ事態が連続して発生しており、時代の大変革期に突入し、しかも変化のスピードが年々加速しているように感じています。

世界情勢に目を向けてみますと、ウクライナやパレスチナなど世界各地で侵攻や紛争が続いており、その状況に心を痛めると同時に平和の重要性を改めて認識させられます。

また地球沸騰時代ともいわれる温暖化の影響によって、自然災害が大規模化、多発化しており、人類によって温暖化対策は待ったなしの状況になっております。われわれが従事しております園芸業界も天候の変動に左右される側面が強く、大きな影響を受けております。

このように世界情勢は先行き不透明感が増しており、気持ちが重いものになりやすい状況ですが、家庭園芸には植物に触れることで人々の心に喜びや癒やし、潤いを与え、人としての幸福感を味わわせてくれる素晴らしい特性があります。さまざまな不安要素が多いこの時代にその特性の重要性が日に日に高まっていると感じております。

3年後には国際園芸博覧会、グリーンエクスポ2027が横浜で開催されます。国際園芸博覧会の国内開催は実に37年ぶりということで、国や地方公共団体、産業界全体が後押しをしています。この博覧会は自然や花や緑のある社会の大切さを、日本に、世界に、伝えていく絶好の機会であると思われまますので当協議会も最大限の協力をして参りたいと考えております。

当協議会は法令を遵守した家庭園芸用の肥料用土製造に関連する情報を会員間で共有すること、そして消費者が安心して使用できる情報を提供することなどを中心に活動を行っておりますが、設立から41年目を迎えております。これだけの長期間に渡り活動を継続できたのは、現在59社にのぼる会員の皆様のご理解とご協力、そして本日で来賓としてご出席いただいております、監督官庁の農林水産省、独立行政法人農林水産消費安全技術センター（FAMIC）の皆様のご支援、ご指導の賜物であると深く感謝しております。

今後も関係者の皆様に当協議会の趣旨をご理解いただき、一層のご支援、ご指導を賜りますよう、心よりお願い申し上げます、私のあいさつとさせていただきます。

中島吉之新会長あいさつ



新年度より家庭園芸肥料・用土協議会の会長を任命いただきました、中島商事株式会社の中島と申します。どうぞよろしくお願い致します。

今回の総会が第41回ということで当協議会も40年を過ぎて長年活動してきたんだと感慨深い思いがあります。協議会の始まりといえますと、現在の株式会社ハイボネックスジャパンの村上博太郎様が今後家庭園芸を広めていく中で、家庭園芸独自の肥料の枠を作っていきたいという思いのもと立ち上げられ、農林水産省様にご協力をいただき、家庭園芸複合肥料という枠組みを作ったとお伺いしています。

それから40年。さまざまなことがありました。肥料業界でも牛のBSE問題、鳥インフルエンザの問題、日本各地で大きな震災がありました。東日本大震災では原発の問題等が発生したセシウムの問題。その都度当協議会は農林水産省様やFAMIC様と連携させていただき、業界の方々に正確な情報をしっかりと伝えて、安心安全な肥料や用土の提供に努めてまいりました。

今回、私の任期中に特別な2つの使命があります。1つは40年もやってくると世代交代が起こってきます。会長、副会長、理事の人員をどう今後決めていくのか、ルール決めをしっかりと再構築しないといけないということです。もう1つは、長年実務事務局としてお世話になっておりました日本肥糧検定協会様が来年の3月に事務局を退任されるとのことで、実務事務局を担当していた方々を早急に探さなければならぬということです。長年にわたり日本肥糧検定協会様には大変お世話になり、ありがとうございました。以上の2つがこの2年間でやらなくてはならない使命となっております。

当協議会の目的としましては肥料の品質保全になりますので、理事の方々、会員の方々に協力いただき、しっかりと努めていきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願い致します。

来賓祝辞

農林水産省消費・安全局農産安全管理課
課長補佐（肥料企画班）石原 孝司氏



肥料法は昭和25年に制定され、何十年に渡って肥料の品質と安全性の確保を進めてきたところ、家庭園芸肥料・用土協議会の皆様には、法令を遵守していただきながら、農業者や一般の方々に良質な肥料や用土を供給いただき、感謝しております。

肥料法については、かつて肥料取締法という名称でしたが、令和に入って取締りという面から、しっかりと品質を確保した肥料を提供いただくことを目的とした法律に改正いたしました。これまでの様々な改正の中で法律は複雑な形になっていますが、皆様には重要な部分もしっかり守っていただいていると考えています。

最近の農政については、農政の憲法と言われる「食料・農業・農村基本法」が、先の国会で25年ぶりに改正され、今後は新たに取り組むべき方針を打ち出していくこととなります。その中で、食料安全保障において、肥料は作物を生産するための重要な物資と位置付けられ、海外に依存している原料を国内で調達できる資源に切り替えていく方針としています。その例として、菌体りん酸肥料や堆肥のほか特殊肥料の活用などがあり、持続的な農業生産を進めていく「みどりの食料システム戦略」の取組につながることから、皆様にもご協力いただければと思います。

来賓祝辞

独立行政法人 農林水産消費安全技術センター（FAMIC）
神戸センター所長 長谷 亮一氏



今年の4月にFAMIC本部から異動して神戸にきました長谷と申します。お恥ずかしながら肥料のことは初めてでございます。これまで農林水産省でJASの関係、オーガニックJASを担当する班長をしていたので、そのときに農産安全管理課とお付き合いがございました。よろしくお願いいたします。

皆様におかれまして日頃より肥料の品質保全、公正取引の確保に対してご配慮ご尽力いただきまして誠にありがとうございます。この場をお借りして感謝申し上げます。

皆さんご承知のとおり食料・農業・農村基本法、農政の憲法と言われているのが改正されて、6月5日に公布されています。その中で今後の農政にいろいろ課題があるのですけれども、それをいかに解決していくかということ、例えばスマート農業であったり、農業振興法改正、これから将来の日本の着実な実施に向けて取り組んでいこうと聞いている。

ウクライナであったり、ガザの侵攻であったり、国際情勢が非常に不安定な中で、日本の肥料に限らず飼料もですけども海外の依存が非常に高いということで、国内の資源を有効活用しようという動きがあります。

皆さんご承知のとおり下水汚泥に、りんも入っていますので有効に活用しようということで、菌体りん酸肥料の規格ができました。それを有効活用していただくために、まず品質と安全性が求められます。この肥料は登録前に大臣確認を受けた品質管理計画に基づいて肥料生産していただきます。FAMICは大臣確認の中で品質管理計画が問題ないか確認するために皆さまの所に行ったりして品質管理計画や生産される肥料が制度に適合するよう支援したいと思っています。

FAMICはどちらかというと農政の手足というかたちで動いているのですが、菌体りん酸肥料はもちろん、肥料に関するお問い合わせ、皆さんからのご質問があればお気軽にお声がけいただければ懇切丁寧に対応したいと思っていますのでよろしくお願いします。

説明会 菌体りん酸肥料規格制定後の状況及び今後の動向

■最近の肥料をめぐる情勢

水田への堆肥の投入量は、1980年から2014年までの30年間で約1/4に減少しています。この背景としては、畜産業も経営の合理化・大規模化が図られて畜産地帯が限られてきた中で、なかなか手に入れにくい状況があります。もう一つ、農業者の方も専業農家から会社勤めの兼業農家となっていく、堆肥を撒く時間もない中で化学肥料に頼るという状況がどんどん増えてきたと思います。こうした中で地力の低下が起き、微量要素等の欠乏症も見られ、栄養バランスの悪化や過剰害が出ていることから、土作りの改善が農業現場において必要と認識しています。

肥料原料の輸入状況については、尿素を主にマレーシアから輸入しているところ、中国依存からの脱却が進んでいます。今我々が危惧しているのがりん安であって、中国から9割ぐらい輸入していたところ、令和3年にコロナ禍が収まって以降、食料安全保障が世界的に叫ばれてきた中で、中国が自国の肥料利用を優先するため、実質的な輸出制限のような政策をとっています。そのため、モロッコからの輸入量が増えていますが、中国と比べて輸送費が高くなる状況があります。また、スエズ運河を船が通りにくくなっているため、アフリカの南の喜望峯を回ると、さらに輸送コストがかかる状況となり、りん資源の確保は食料安全保障において非常に重要な事項となっています。このことは価格にも現れており、平成20年に肥料価格が高騰した際はすぐに落ち着きましたが、今回は世界各国の肥料原料の確保という動きがあり、ロシアのウクライナ侵攻によるロシア産の尿素や塩化カリの輸入制限もある状況です。今のところ若干落ち着いていますが、円安もあり、特にりん安は少し高い状況になっています。肥料価格が以前までに戻ることは難しいと見ていて、価格は少し高くなるけれど量を確保していくことが大切と考え、りん安と塩化カリは備蓄制度を新たに設けて、3ヶ月分を確保する食料安全保障施策に取り組んでいます。

食料・農業・農村基本法の改正については、食料安全保障の強化の一つの柱として、堆肥や下水汚泥資源等の利用拡大に取り組んでいくほか、スマート農業の推進、農林水産物・食品の輸出の促進、みどりの食料システム戦略に代表される農林水産業のグリーン化に向けて今後の農政を展開していく方針となっています。

食料安全保障とみどりの食料システム戦略の中には、肥料に関して目標が掲げられています。みどりの食料システム戦略では、化学肥料をなるべく適正な量で使うことと、国内資源を使った肥料の利用拡大により、化学肥料の

使用量を2030年までに20%、2050年までに30%低減を目指します。食料安全保障強化政策大綱では、国内肥料資源のうち堆肥や下水汚泥資源の使用量を倍増していくことで、2030年までに国内資源を使った肥料をりん成分で40%まで拡大することとしています。食料・農業・農村基本法の改正においても、第42条で輸入に依存する農業資材について国内で生産できる良質な代替物への転換の推進を図っていくことを掲げています。

■下水汚泥資源の肥料利用

生活排水等の汚水処理を所管する国土交通省は、下水汚泥の肥料利用について積極的に動いています。下水汚泥の肥料利用の拡大を図ることは、農林水産業の持続性にも貢献します。りんは約30万トンが年間で肥料利用されていると推測されますが、国土交通省では約5万トンが下水汚泥から供給できるのではないかと試算しています。

これまでは汚泥を堆肥化したものが肥料利用の中心でしたが、汚泥の中からりんだけを回収する技術が全国的に広がっており、回収したりんをりん安の代替品として使っていくことも国内資源の活用として進めていきたいと思っています。りん回収については、設備の建設に数億円かかり経済的に難しい面もありますが、農林水産省も国土交通省と連携しながら下水汚泥の肥料利用を図っていきます。

■菌体りん酸肥料の創設

汚泥の肥料利用に当たり、公定規格に新たに「菌体りん酸肥料」を創設しました。汚泥肥料は肥料成分のばらつきが大きいことから、保証成分を設定しておらず、他の肥料との混合もできませんが、菌体りん酸肥料は生産業者が成分分析など品質管理を徹底することにより、肥料成分を保証できるようにしました。これによって、他の肥料と混ぜられるというメリットが生まれています。

菌体りん酸肥料は、これまでの汚泥肥料と製造方法は変わらず、重金属が基準値以内であることと植栽試験で異常が見られないことも同じですが、農林水産大臣が確認した品質管理計画に基づいて品質が管理されたものの条件が加わっています。

含有すべき主成分の最小量は、りん酸全量として1%以上保証することとし、窒素成分を保証することもできます。その他では、汚泥を原料として肥料は農林水産大臣の登録ですが、菌体りん酸肥料は都道府県知事への登録と

なります。

■菌体りん酸肥料における品質管理

菌体りん酸肥料の公定規格では、その他制限事項に「農林水産大臣の確認を受けた品質管理計画に基づいて生産されたものであること」という条件があります。肥料の生産工程においてどのように品質管理を行うのか、生産業者に品質管理計画を作成していただき、FAMIC が実際に現場に行き品質管理計画に基づいて製造できるか確認した後、農林水産省から大臣確認書を交付する手続きになります。その確認証を持って都道府県で肥料登録を行っていただくと、農業者等に販売できますし、配合肥料等の生産業者に譲渡して肥料のりん酸原料として混ぜていただくこともできます。

品質管理計画の記載項目については、菌体りん酸肥料を作るにあたって責任者を明確にしておくこと、原料となる汚泥資源は時期によってりん成分や重金属の含有量にバラつきがあるため、原則として年4回以上の分析を行うことなどがあり、分析費用の負担が増えるものの、それほど難しい内容ではないと考えています。品質管理の責任者はFAMICの研修を受けていただきますが、複数人を設定することも可能です。原料の管理では、汚泥の性状等が通常と異なる場合にどう対応するか事前に決めていただき、原料の性状が変わったような場合には非定常時として分析するようにお願いしています。

■菌体りん酸肥料の登録後に必要な手続き

原則として年4回以上の分析を行って、1年間の記録をFAMIC経由で農林水産省に報告いただきます。他の肥料と同じように立入検査も行っています。品質管理計画を変更するときはご相談ください。

その他にも登録後の手続きとして、菌体りん酸肥料の有効期間は3年であり、品質管理計画も有効期間が3年になるので、3年ごとに大臣確認を受けていただき、肥料登録の更新を行ってください。品質管理計画が失効・取り消しとなる場合もあります。品質管理計画の更新を怠った、肥料登録自体が失効したり、肥料登録の申請が3年経過してもなかった時には失効するのでご注意ください。

■関係者の機運の醸成

農林水産省では、国内肥料資源の利用拡大に向けた全国推進協議会を立ち上げています。その目的は、原料供給事業者、肥料製造事業者、耕種農家等の関係者が一堂に会して、取組方針などを共有して国内資源を肥料利用していく機運を醸成するほか、関係者が連携した取組を推進することです。5月末時点で400を超える会員がいて、事務局を農林水産省が担っています。協議会の活動は、広域的な連携の取組のサポートや、生産現場での利用拡大に向けた取組の推進、補助事業なども用意しています。また、広域的な連携の取組をサポートするためのマッチングサイトも農林水産省のホームページに準備しており、肥料メーカー、原料供給業者、利用者の方々の情報を掲載しています。特に原料供給業者の方々には、供給できる原料や量について情報を掲載していただいています。

さらに、交流の場として全国でマッチングフォーラムを開催しており、令和5年度は東京・熊本・仙台・名古屋と全国4か所で開催しました。その他、先進事例の横展開・関連情報の提供に向け、情報発信の場もホームページに設けています。国内資源由来肥料の活用事例の紹介も行っており、家畜ふんや下水汚泥資源、その他（食品残渣等）別に現在102件ほど全国の事例を掲載しています。

■e肥料（肥料情報システム）

e肥料は、肥料登録・有効期間の更新などをネット上で行っていただけるシステムになります。メリットとしては、登録の手数料や更新料が電子納付できる点や、料金が若干安くなるという点があります。その他、入力済みのデータと呼び出して書類作成でき、郵送の手間なども省かれるため、登録更新の所要時間などの短縮にもつながります。クラウド上で登録証を発行・保存することもできるため紛失がなくなるほか、どこでも手続きが行えることから、使い勝手が良いのではと思います。令和5年5月に運用開始し、半分のe肥料メーカーに利用していただいています。ご利用についてご検討いただければ有難く思います。

説明会

最近の立入検査結果について

令和4年度の違反事例と令和5年の11月まで公表されていますので皆様にご注意いただきたい事例も併せて説明します。

令和4年度にFAMIC等でを行った立入検査は、検査銘柄数で427件あり、問題ないものは349件82%、違反が78件18%でした。違反した肥料の種類は、指定配合肥料が46件で、その次が汚泥肥料関係28件です。化成肥料が2件、家庭園芸用複合肥料が1件、汚泥肥料相当の肥料が1件でした。なお、家庭園芸用複合肥料の違反内容は保証票を誤って添付したというのが今回の事例でした。

違反内容は保証票検査の違反が84%、公定規格への適合性の違反及びその他の検査の違反がそれぞれ8%ありました。（銘柄1件で複数の違反がありますので違反数と銘柄数は一致しません）公定規格への適合性違反（8%）の多くは、無届指定配合肥料、無登録の肥料です。

令和5年度の前半で同じように無届け生産、無登録肥料がありました。原因は生産する肥料を誤って廃止したために起きた事例もありますので、皆様も肥料の銘柄管理にはご注意ください。

保証票の検査違反（84%）の半分は原料の種類の不適正な記載と材料の種類、名称及び使用量の不適でした。保証票作成の際に、申請書類や現在使用している肥料を確認いただくと良いと思います。また、原料事情で使用原料を変更した時期と保証票作成時期が異なるため原料記載に齟齬が生じた例も

あります。

保証票の記載事項の脱落と保証成分の不適正な記載がそれぞれ1割程度ありました。項目脱落はそのままです。不適正記載は成分名誤りとか数値誤りです。数値誤りの原因は、設計上の保証成分量不足や、設計変更での計算間違いもありました。特に指定配合肥料は原料の成分を積算しますので、原料事情で原料が変わり成分値も変わるため、表示成分値とズレしてしまうものがあります。この辺は皆さんの確認ポイントとなりますのでご注意ください。

また、原料の表示や使用量が適正である根拠として都度原料帳簿を記載して保存することも義務付けられていますので、併せて原料帳簿の備付け（注）をお願いします。

その他の検査違反（8%）で、多くがBSE関係の表示の欠落です。内容は動物由来たん白質に係る表示事項の欠落と、牛由来のたん白質に係る表示の欠落です。動物蛋白原料を使われる際はご注意ください。

（注）原料帳簿の備え付け詳細は農林水産省のホームページに掲載されており、https://www.maff.go.jp/j/syoutan/nouan/kome/k_hiryo/attach/pdf/seidominaoshi-2.pdf

講演会

まつおえんげいの販売の取り組みと今後の園芸業界の未来、各メーカーへの希望

サンフラワーサービス社長 松尾 正晃氏

◆まつおえんげいの変遷

明治の終わりに私の曾祖父が生産を始め、全国のお寺や家元にいけて回るといふ仕事をしておりました。九州から北海道まで行き、8月に京都に戻り農業をするという生活でした。父の代になり、それだけでは生活が安定しないということで切り花の生産を始めました。当時、布施明さんの歌でシクラメンがブームになり、父がシクラメンとポインセチアの生産を始め、私も一緒に携わるようになり小売店になりました。

せっかくやるなら「日本一の小売店になりたい」という目標ができ、日本だけでなく海外の園芸店を見て回ることにしました。イギリス郊外で見た園芸店は本当に個性的でした。店員さんがお客様に「育て方を間違っている」「こうしないとダメ」などと叱っていて、お客様がもう帰ると言っているのに、お客様が納得されるまでずっと説明をしていました。その店員さんの熱意に私は感動し、日本に帰ってきて社員教育を強化することにしました。植物の正しい知識を社員全員が持ち、正しい育て方を説明する。ミーティングで時間をかけて社員に園芸の知識を教え、その日あったトラブルを共有し解決してを繰り返し、園芸店舗としてのあり方を確立してきました。ちなみに当時、私が目標にしていたのはディズニーランドでした。来る時にワクワクし、中で十分楽しみ、帰りに家族でまた行こうと言ってもらえる店にしたいという目標をもっておりました。

現在のまつおえんげいは4代目の息子に任せています。息子は新しくYouTubeを始め、既に6年になります。園芸ビギナーをターゲットにし、専門的な話はしない、初めて園芸をする人の入口になるようにと思い活動しております。YouTubeを見て花を育てよう、バラを育てよう、まつおえんげいに行ってみようと言ってもらえるよう企画しております。

ただ、今の時代でもやはり一番大事になるのは実店舗だと私は思います。店舗に来て話を聞き、買い物をする。その時に各資材の大切さとかをお伝えすると、花、肥料、土、薬品と一緒に買って帰ってくれる。そのようなお客様はずっと継続して続くと思います。そのためには責任を持ちお客様に商品を売らなきゃいけないと思っています。

◆これまで取り組んできた肥料と用土について

1990年に大阪で花博があり園芸業界にブームが訪れました。まつおえんげいの当時のライバルというのはホームセンターでした。価格では絶対太刀打ちできないので、ホームセンターで販売していない商品を販売したいと思い、自社での用土作りをスタートしました。色々と試行錯誤しましたが、なかなか上手くいかず、バラの土作りを始めたのもこの頃です。

バラの栽培というのは肥料をたくさん入れるというイメージを持たれている方が多いですが、まったく逆だと私は考えています。色々な配合を試し、



6年かけて今のバラの土というのができました。植物は土の中で育つので、土の環境が大きく影響します。土の環境に影響する一番の問題は気温です。例えばクレマチスの場合、東北のような冷涼な気候であればドロドロの土でも育ちますが、そのまま関西へ持ってきて販売しても夏に枯れます。生産者は技術があり栽培することができますが、一般の方々は同じようには栽培できません。だから誰でも失敗しない土、枯れない土、買ってから育つ土を目指して作ることにしました。実際にお客様が育ててどうかを考えることが非常に大事だと考えております。

他にも三相構造（固相、気相、液相）の確保が大事で私は気相を多めにするようにして水はけを良くしています。堆肥は成分分析がはっきりしていて、いつも変わらない状態で供給してもらえるものを使用しています。それから高温期の根腐れをふせぐためのゼオライト

とかミリオンとかある程度一定量入れています。

培養土が一番ポピュラーに使われているピートモスはバラの土には一切使っていません。ピートモスも長繊維、中繊維のものだったらいのですが、短繊維のピートモスは根詰まりしやすく、乾いた時に水を吸ってくれないことがあります。もちろんピートモスが良くないということではありません。草花への効果は非常に良く、私も草花の培養土にはピートモスを配合して栽培しています。また、アク抜きヤシのチップは寿命が長く、鉢は約1～3年で植え替えられますが、ほとんど組織が変わらないので使用しております。

12月に植えたバラは2月に鉢の底から根が見えているくらいだと不良がほとんど出ません。夏までにいかに根を出させるかというのがすごく大事です。

あとは、うちの土には肥料が入っていません。肥料についてはお客様や植物に応じた与え方をしているので、それぞれの使い方を説明して、これで全部対応できますというような紹介はしていません。例えば肥料に元肥が入っていると、お客様はその肥料だけで十分育つと思っていることもあります。その場合は的確にアドバイスをして肥料を購入していただいております。

◆お客様の現状

お客様のタイプは3タイプあると思っています。1番目は園芸がとにかく好きで実店舗で説明を受けて購入したいという方です。YouTubeを見てわざわざ遠方より来ていただくお客様はほとんどそうですけれど、価格をあまり気にされません。利益構造が一番作りやすいお客様です。その中でもYouTubeなどのSNS効果はすごいと感じます。

2番目は園芸が好きでネット等で自ら勉強してほぼインターネットで購入される方です。価格重視の方が多いです。1回買っても他所で安いところが見つかったらそこで買う。この方々を取り込もうとしたら価格が厳しいと思います。

3番目はネットをあまり見ない、買うのはホームセンターや園芸店といった方々です。そういう方々がうちに来てくれる理由の9割は園芸相談です。10～30分程度説明してからこれがいんですよと提案しますが、考えてからまた来るという方です。だからうちには肥料しか置かないし、薬剤についてはポピュラーなものですから苦慮している部分ではあるんですけど

ど。ほぼこの3通りです。

人口が減ってきておりますが、可能性は全然ゼロではないと思っています。園芸がこのまま消えていくことはないですし、伸び代はまだ大いにあると思います。要は伸ばし方ですね。

◆小売店の現状

専門店色を出して独自の販売、品揃えで伸びている店は京都で言うところの壊滅状態です。ホームセンターも園芸売り場がどんどん縮小しているところもありますし、すごく伸びているところもあります。ホームセンターも昔前までは専門的な知識を持った販売員がいましたが、最近は少なくなってきた気がします。ホームセンターは利益の上がるものを売る為、植物が売れないと売り場を減らし、その分DIYやキャンプ用品にしようかと変化が非常に早い。だからそのような光景を見るとすごく悔しい思いをします。

小売店の方がまっおえんけいに見学に来ていただくことがありますが、よく「何が売れますか」と聞かれます。私には何が売れますかということは分かりません。どちらかといえば「何を売りますか」だと思っています。

お客様は園芸の商品を買う時にどういう順番で選ぶかというところから花を選びます。それから鉢とか雑貨、その次に肥料、薬剤を選び土が一番最後になることが多いです。土の重要性をもっと分かってもらえるように業界全体で取り上げて欲しいと思っています。土が大事だし、そこを解決しないと生産者が一生懸命栽培した植物も、消費者がうまく栽培できない土壌改良の大切さをこれからも色々なところで発信していきたいと思っています。

ここからは私が希望として思っていること、こうしてもらえたらいいなという意見です。同業者の仲間と話していると、店舗とか地域に合うオリジナルの土があったらいいなという意見が多く出ます。九州、四国、日本海側、酷暑地域、寒冷地域向けなど地域に分けた用土を開発とか販売してもらえると良いと思っています。ロット等も物理的に難しいことあるかとは思いますが、地域に合うオリジナルの土があったらいいなと思います。

次に、専門店向けのとにかく高品質、高価格、それから保証とか付加価値のあるような土があったらいいなと思います。何でも安い時代というのはちょっとどうかなと思いますので、もう少し植物全体のレベルアップのためにも少し値段は高いけど、ちゃんと育つんだよというものがあったらいいなと思います。

次は使用済みの培養土のリサイクル方法等を、業界をあげて考えてもらえないかなと思っています。古い土に混ぜて再生できますというリサイクルできる用土は売っています。確かに草花に関しては使えますが、土は徐々に地力が下がってきてうまく育たなくなってしまいます。お客様が一番悩んでいるのは土のリサイクルの問題かと思っています。何かそういったことができれば、より気軽に園芸ができるのではないかと思います。

あとはパッケージのデザイン。発売当初のままのパッケージってあると思うんです。特に若いお客様からパッケージが古い、ダサイと言われることが多いです。やはり今の時代に合ったカッコいいもので家に飾れるくらいのパッケージがあってもいいかなと思います。それから開けやすいパッケージ。特に年配の方は袋が開けにくいと思います。年配の方でも、もっと使いやすいパッケージがあったらいいかなと思います。

勝手なことばかり言いましたが、このような業界の企業が集まる組織なので何かが違う視点やアイデアで少しずつ変わっていくのではないかなと思います。

会員紹介 ◇毎回、会員リスト掲載順に紹介しています◇

のむら産業株式会社

〒203-0032 東京都東久留米市前沢 5-32-23
TEL：042-450-1111
FAX：042-450-6118
URL：https://www.nomurasangyo.co.jp/
メール：info@nomurasangyo.co.jp

弊社は、主に米穀業界向けにポリチューブ袋の販売および自動計量包装機の製造・販売を行っております。この経験を活かし、園芸・肥料業界への展開を進め、現在は関東・東北エリアを中心に園芸・肥料袋などの販売を手掛けております。近年では、環境対応製品として、バイオマス素材を30%使用した袋や石灰石原料を活用した新しい袋の製品化にも取り組んでおります。資材から計量包装設備までをワンストップでご提案できる点が、弊社の大きな強みです。どうぞよろしくお願いいたします。

昭和55年創業して以来、リサイクルされた素材や有機質にこだわったものづくりをさせていただいております。一昨年9月に旧社名：創和リサイクル株式会社より株式会社sowareと社名変更をさせていただきました。今後も時代のニーズに寄り添い、お客様の育てる暮らしをお手伝いできる、環境配慮型のものづくりを心掛けてまいりますのでよろしくお願いいたします。

株式会社soware

〒304-0823 茨城県下妻市五箇 136
TEL：0296-43-6081
FAX：0296-43-5800
URL：https://soware.net/
メール：info@soware.net

家庭園芸肥料・用土協議会は、家庭園芸の安全で健全な振興のために、メーカー企業有志により昭和59年(1984)に設立されました。

家庭園芸肥料・用土協議会

〒174-0054 東京都板橋区宮本町 39-14 公益財団法人日本肥糧検定協会内
TEL 03-5916-3833 FAX 03-5916-3828 http://www.a-hiryo-youdo.com/